

政令第六十五号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十一の四第一項中「第五章第二節及び第四節から第六節まで」を「第五章第一節第三款、第二節、第五節、第六節及び第十節」に、「の規定により、都道府県」を「並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四章第四節の規定により、都道府県」に改め、「（介護保険法」の下に「第十九条の三十八の規定による報告の徴収等（当該都道府県知事の登録を受けている同法第七条第五項に規定する介護支援専門員に対するものに限る。）」、同法第六十九条の三十九の規定による登録の消除、同法」を加え、「通知等並びに」を「通知等、」に改め、「第八十二条の二」を削り、「援助等」の下に「並びに同法第一百五十五条の三十五第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知」を加え、「の規定中」を「並びに同令第四章第四節の規定中」に改め、同条第二項中「、第一百五十五条の九第二項及び第一百五十五条の三十

五第六項」を「及び第百十五條の九第二項」に改め、同條第三項中「介護保険法」の下に「第六十九條の三十八第一項中「その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県」とあり、並びに同條第二項及び第三項中「その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県」とあるのは「当該指定都市」と、同條第四項中「他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項」とあるのは「前二項」と、同法」を加え、「第百十五條の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同條第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」を「第百十五條の三十五第六項中「指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者」とあり、及び「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設」とあるのは「介護サービス事業者」と、「介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可」とあるのは「許可」

に改める。

第七百七十四条の四十九の十一の二第一項中「及び第四節から第六節まで」を「第五節及び第六節」に改め、「第八十二条の二」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「指定地域密着型サービス事業者」の下に「指定居宅介護支援事業者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第一百条第三項、第一百三十五条第五項、第一百四十二条の二第三項、第一百四十四条の五第五項、第一百四十四条の六第二項、第一百四十五条の八第五項、第一百四十五条の九第二項及び第一百五十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の三十八若しくは第百十五条の三十五第二項から第四項まで若しくは第六項の規定により都道府県知事がした処分その他の行為又は施行日前に同法第六十九条の三十八第一項若しくは第百十五条の三十五第一項の規定により都道府県知事に対してされた報告で、施行日以後において地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この政令による改正後の地方自治法施行令（第三項において「新令」という。）第百七十四条の三十一の四の規定により読み替えて適用する介護保険法（以下この項及び次項において「読替え後の介護保険法」という。）第六十九条の三十八若しくは第百十五条の三十五第二項から第四項まで若しくは第六項の規定により指定都市の市長がした処分その他の行為又は読替え後の介護保険法第六十九条の三十八第一項若しくは第百十五条の三十五第一項の規定により指定都市の市長に対してされた報告とみなす。

2 施行日前に介護保険法第六十九条の三十八第一項又は第百十五条の三十五第一項の規定により都道府県知事に対して報告しなければならぬ事項についてその報告がされていないもので、施行日以後において

指定都市の市長に対してすべきこととなるものは、施行日以後においては、読替え後の介護保険法第六十九条の三十八第一項又は第百十五条の三十五第一項の規定により指定都市の市長に対して報告しなければならぬ事項についてその報告がされていないものとみなす。

3 施行日前に介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の七第一項の規定により同項に規定する調査員養成研修の課程を修了した者は、新令第七十四条の三十一の四第一項の規定により指定都市に適用があるものとされる介護保険法施行令第三十七条の七第一項の規定により同項に規定する調査員養成研修の課程を修了した者とみなす。

## 理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、介護保険に関する事務に係る大都市等に関する特例について所要の規定の整理を行うほか、介護保険法の規定による介護支援専門員に対する報告の徴収等に係る事務の権限を都道府県知事から指定都市の市長に移譲する等の措置を講ずる必要があるからである。